

参 考 资 料

① 施策分野別の取組結果と課題の詳細

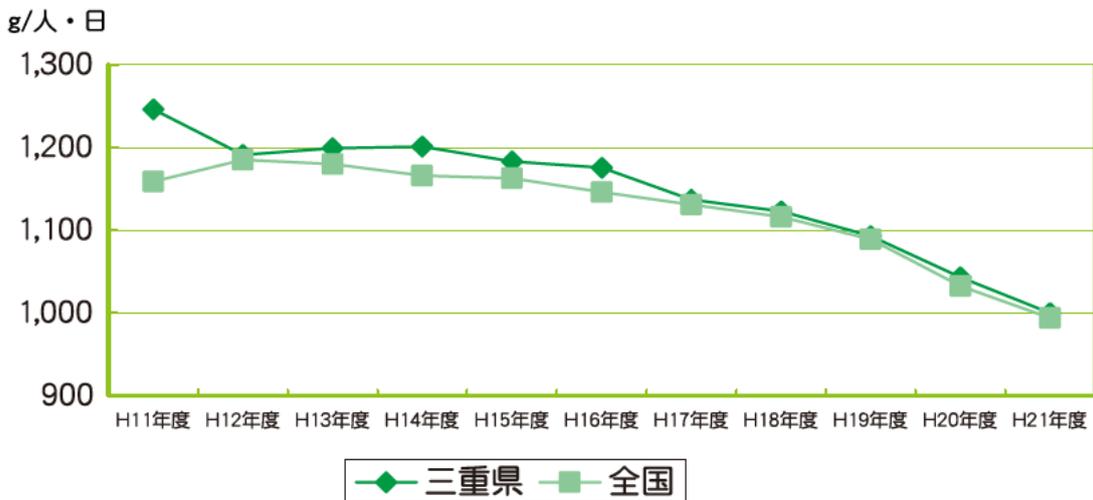
基本目標 I 「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

(1) 廃棄物対策の推進

(一般廃棄物)

一般廃棄物のごみ排出量削減率については、「ごみゼロ社会実現プラン」における短期目標（家庭系ごみの削減率H22: 6%減）を達成するなど、取組としては着実に進んでいます。しかし、全国と比較すると、1人1日当たりごみ排出量が2009年度（平成21年度）で1,000gと全国値に近づきつつありますが、まだ上回る（全国994g）状況にあり、なお一層の取組が求められます。また、一般廃棄物の広域的な処理については、市町の自治事務を基本としつつ、県として必要な技術的支援や協力を行っていく必要があります。

資料 1 1人1日当たりごみ排出量



(産業廃棄物)

一方、産業廃棄物にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指導や「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の制定、運用等により、適正な処理の推進に取り組んできましたが、2008年度（平成20年度）の排出量は、約6割を占める製造業において製造品出荷額が増大したこと等によって増加するとともに、最終処分量についても、フェロシルトの最終処分等によって増加しました。産業廃棄物の排出量等については、経済動向との関連はありますが、一層3Rを推進するとともに、排出者責任の徹底等による適正処理を進める必要があります。

また、不適正処理の未然防止や不適正処理された事案の是正に向けて、引き続き監視・指導の強化や環境修復に向けた取組が必要です。

資料 2 産業廃棄物排出量等の推移（農業、鉱業を除く。）

（単位：千トン）

	排 出 量	再生利用量（率）	最終処分量
平成 3 年度	3,760	743 (20%)	1,179
平成 8 年度	3,412	1,166 (34%)	780
平成12年度	3,267	1,131 (35%)	345
平成16年度	4,320	1,700 (39%)	168
平成20年度	7,014	2,673 (38%)	381
平成22年度 [目標値]	3,650	1,533 (42%)	170

（注）農業、鉱業を含めた場合、平成20年度の排出量は9,577千t、再生利用量（率）は3,888千t（40.6%）、最終処分量は420千t となります。

（参考）

基本目標 I で定めた数値目標の「廃棄物の最終処分量」に関する推移は、下表のとおりです。

廃棄物の最終処分量

（単位：千トン）

	一般廃棄物	産業廃棄物 ^(注)	計
平成16年度	122	96	218
平成17年度	97	137	234
平成18年度	83	127	210
平成19年度	84	155	239
平成20年度	70	128	198
平成21年度	65	122	187
平成22年度	56	130	186

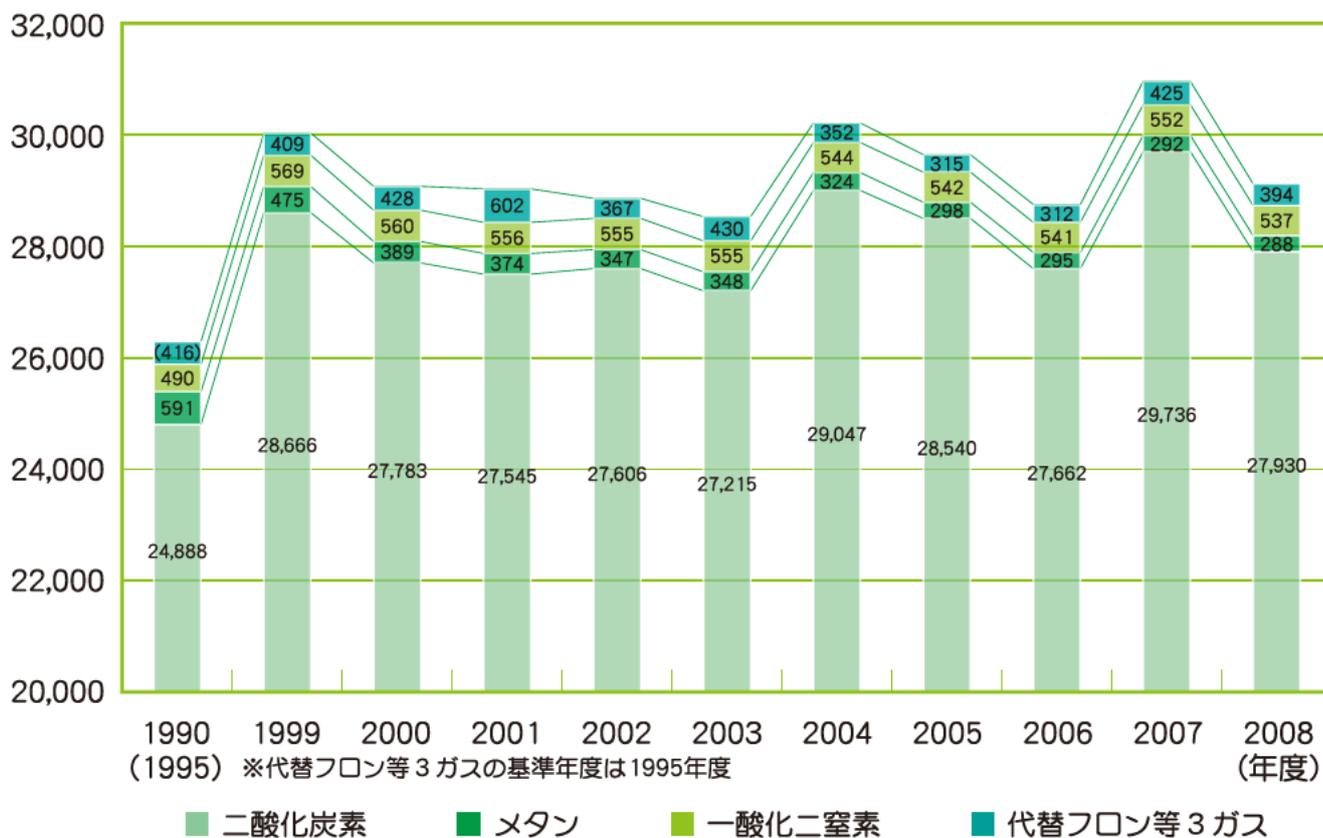
（注）上記の産業廃棄物分については、多量排出事業者等から毎年報告される最終処分量のみを対象（特殊要因を除く）としています。

(2) 地球温暖化の防止

県では、「三重県地球温暖化対策推進計画」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、第一種エネルギー管理指定工場、および第二種エネルギー管理指定工場に、地球温暖化対策計画書の作成を義務づけるとともに、一般家庭が前年の電気使用量と比較し、節減できれば協力店舗からスタンプ、ポイント等の特典が得られる「みえのエコポイント」制度を実施し、延べ10万世帯以上の参加を得ましたが、温室効果ガスの排出量は、県全体として2008年度（平成20年度）で基準年比+10.5%となっており、削減が進んでいません。

資料3 三重県の温室効果ガス排出量の推移

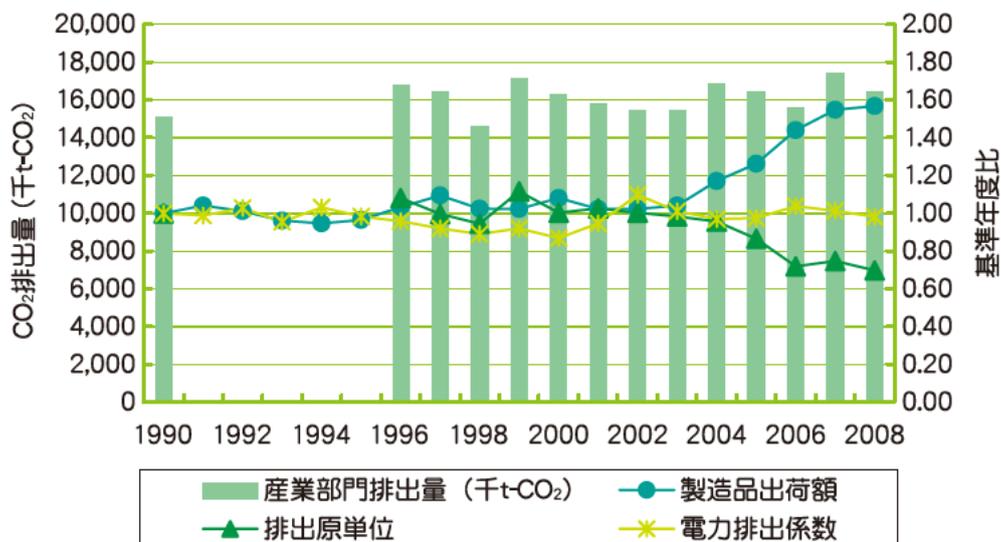
(総量) 千t-CO₂



(2008年度の温室効果ガス全体：28,954千t-CO₂、うち96%を占める二酸化炭素は27,930千t-CO₂)

三重県はCO₂排出量における産業部門の占める割合（約59%）が全国値（約35%）に比べて高いのが特徴であり、産業部門における排出原単位での削減は進んでいるものの、排出絶対量では景気動向等に影響を受ける面があり、取組成果が結果にあらわれにくい面もあります。

資料4 産業部門のCO₂排出量と関連指標の関係

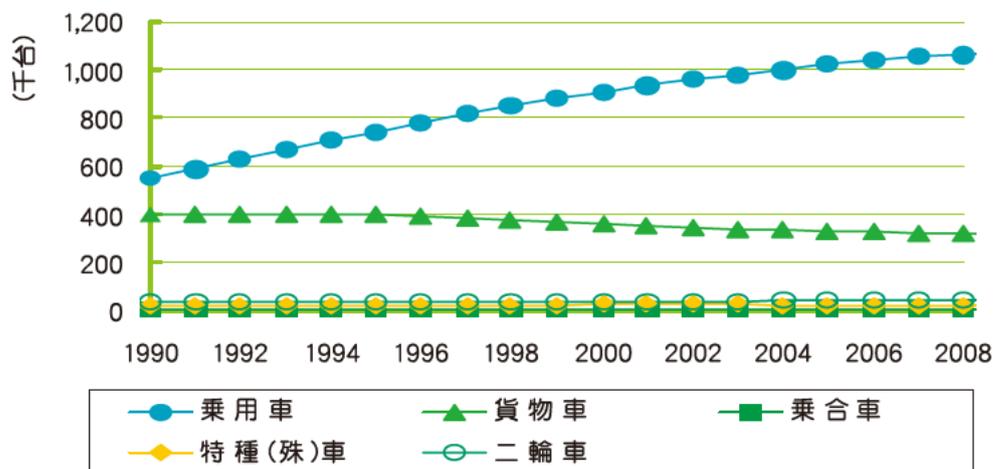


注：「製造品出荷額」「排出原単位」「電力排出係数」は右目盛り、1990年度を1.00としたときの増減を示す。

注：「排出原単位」は産業部門のCO₂排出量を製造品出荷額で除したものを示す。

また、家庭部門でも世帯数の増が全国水準を上回る〔1990年（平成2年）比全国21%増に対し、三重県30%増〕等により排出量が増加しており、運輸部門でも自動車保有台数の伸び（乗用車は基準年比92%増）等により排出量が増加しています。

資料5 自動車保有車両数（三重県）



一方、新エネルギーの導入では、2005年度（平成17年度）の導入量を基準値とした2009年度（平成21年度）の目標達成率が64%〔「三重県新エネルギービジョン」における2010年度末（平成22年度末）の導入目標に対する進捗率は88%〕、森林の吸収量についても目標値3%に対して、2007年度（平成19年度）実績が1.4%となっており、更なる取組が求められています。

(3) 大気環境の保全

「大気汚染防止法」等に基づく工場等への規制・指導により、県内の大気環境測定地点における二酸化硫黄*等の環境基準達成の状況は2009年度（平成21年度）で96.4%と2010年度（平成22年度）目標値96%を達成しています。今後も引き続き工場や事業場に対する規制・指導を行い、ばい煙等の排出を抑制していく必要があります。

なお、北勢地域の国道23号沿線一部地域における二酸化窒素*の環境基準が達成されていないことから、今後、環境基準の100%達成に向けて流入車対策の検討等、自動車排出ガス対策をより進めていく必要があります。

また、2009年（平成21年）9月に新たに微小粒子状物質が環境基準の対象物質に追加されたことに伴い、監視体制の整備等への対応を進めていく必要があります。さらに近年、大規模事業場で、「大気汚染防止法」で定められたばい煙等の測定の未実施等、大気、水質、廃棄物等の法令における複数の不適正な事例が見られたことから、今後、事業者が公害関係法令全般におけるコンプライアンスの徹底を図る必要があります。

騒音、振動、悪臭規制については、市町に対する助言や連絡調整を通じて、市町とともに工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行ってきましたが、今後も引き続き実効性ある取組を続けていくことが重要です。

※二酸化硫黄（硫黄酸化物）

石油、石炭等の硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生します。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因にもなります。

※二酸化窒素（窒素酸化物）

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

資料6 二酸化窒素環境基準達成状況の推移

(一般環境大気測定局)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三重県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全 国	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0

(自動車排出ガス測定局)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三重県	83.3	85.7	85.7	85.7	85.7
全 国	91.3	90.7	94.4	95.5	95.7

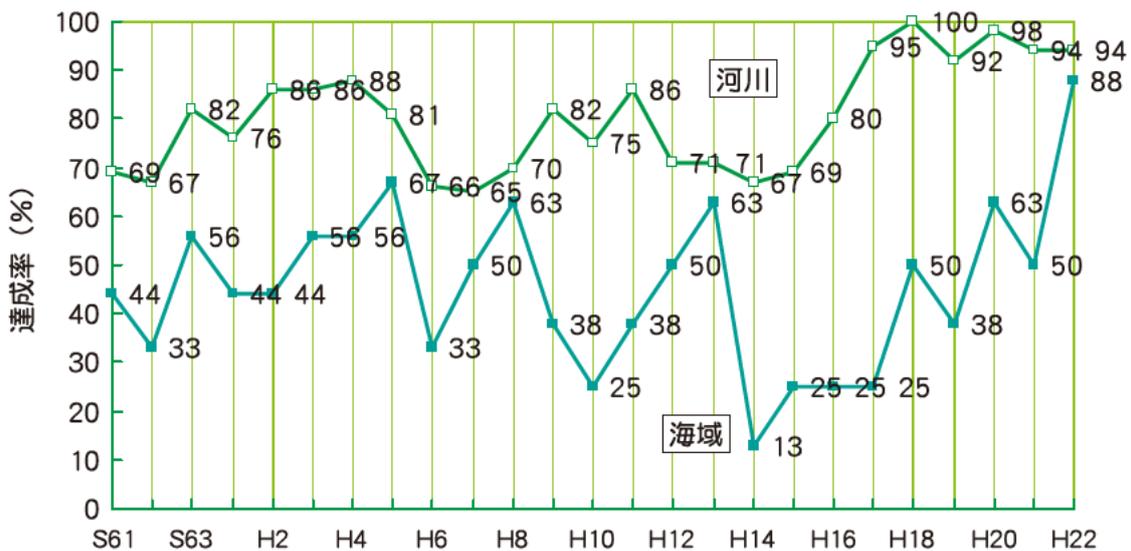
出典：平成22年度環境統計集 環境省

(4) 水環境の保全

公共用水域の水質保全については、工場・事業場への計画的な監視・指導により、水質汚濁防止対策を進めるとともに、伊勢湾第6次水質総量規制に基づき、汚濁負荷量の一層の削減をはかっており、河川ではほぼ目標値に近い水準を達成しています。

一方、閉鎖性海域である伊勢湾では、流入河川の水質が改善傾向にあるにも関わらず、海域のCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は概ね40～60％程度の横ばい傾向にあり、他の閉鎖性海域と比較しても達成率が低いことから今後も対策が必要です。また、北勢地域の地盤沈下を防ぐため、引き続き、地下水位の観測や揚水規制を行うことが必要です。

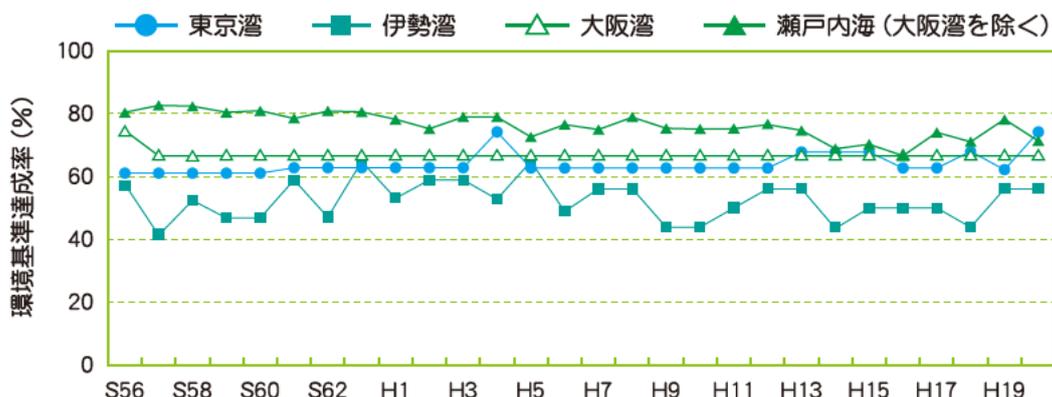
資料7-1 河川（BOD*）・海域（COD）の環境基準達成状況の経年変化



※BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいいます。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示します。BODは河川の水の汚染状況をあらわすのに用いられます。

資料7-2 全国の海域（COD）の環境基準達成状況の経年変化

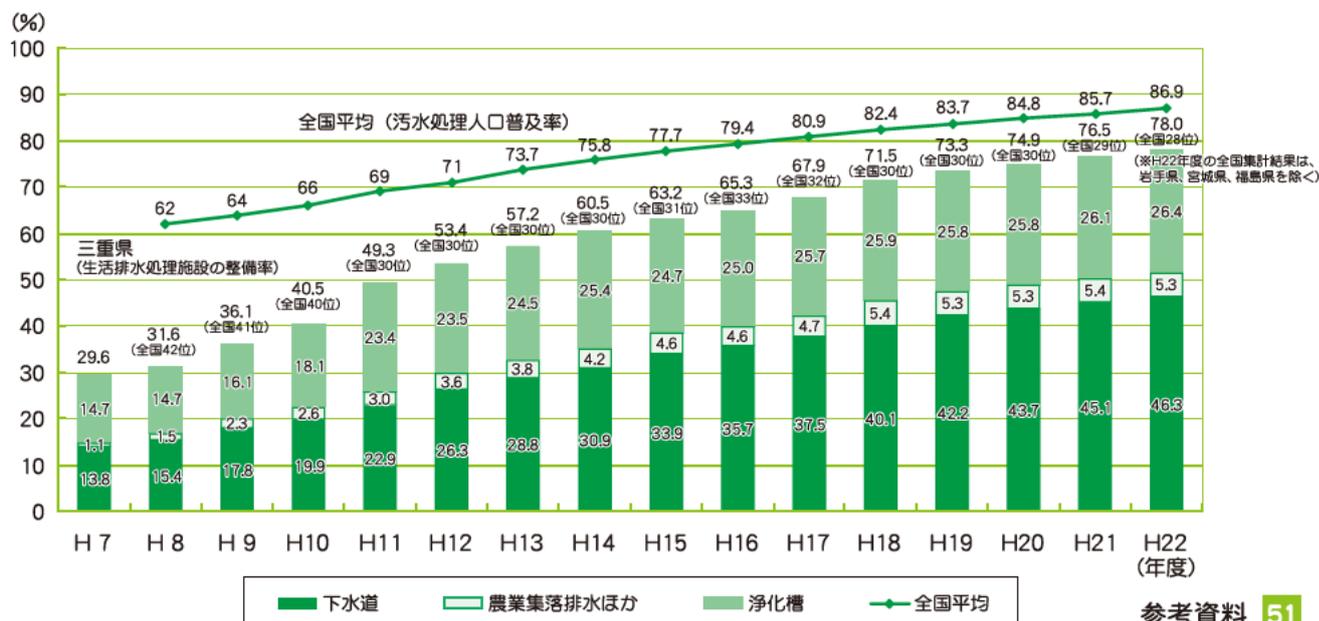


出典：公共用水域水質測定結果（環境省）

生活排水処理施設の整備率は、2010年度末（平成22年度末）で78.0%と、「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標（2010年度（平成22年度末）目標値76.5%）を達成しましたが、全国平均（2010年度末（平成22年度末）で86.9%）に比べ未だ低い状況にあります。このため、より効率的・効果的に生活排水処理施設を整備するべく、市町と協働して「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を見直すなど施設整備計画の進捗を図ることが重要です。

伊勢湾再生に向けては、「伊勢湾再生行動計画」に基づき、多様な主体との連携による取組を進めており、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施や、三重大学との伊勢湾沿岸域の底質調査、これを通じた貧酸素水塊発生メカニズムの解明に向けた取組、海岸漂着物対策の地域計画策定における市民団体等との協働等、今後も継続した取組が重要です。

資料8 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



(5) 化学物質に起因する環境リスク*対策の推進

ダイオキシン類*対策特別措置法等関係法令に基づく工場等への規制・指導により、大気及び水質有害化学物質については、2010年度（平成22年度）において全項目で環境基準を達成しました。

しかし、2010年度（平成22年度）の工場・事業場の排出基準適合率は一部で基準超過があり95.7%となりました。今後も安全・安心の確保のため、大気、水を継続的に監視し、有害化学物質による環境汚染の状況を把握していく必要があります。

また、PRTR*制度（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づき、事業者による化学物質の排出状況の把握と公表、排出削減を促し、適切な情報提供等を通じて化学物質への不安の解消を図る必要があります。

※環境リスク

人間活動によって、環境に加えられる環境への負荷が、健康や生態系等に影響を及ぼす危険性をいいます。

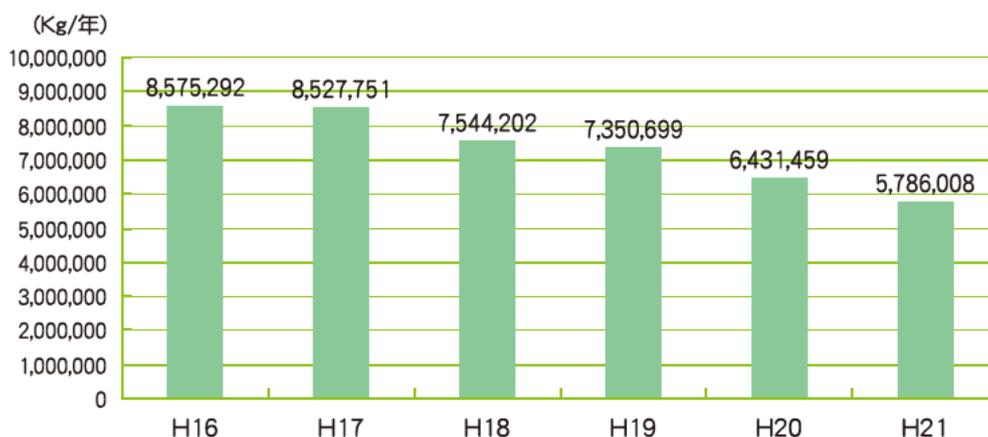
※ダイオキシン類

有機塩酸化合物で、水に溶けにくく、蒸発しにくいほか、他の物質とも簡単には反応しない性質を持っている、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（コプラナ-PCB）の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDsとPCDFsを合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナ-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

※PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）

「環境汚染物質排出・移動登録制度」の略称で、指定された環境汚染物質の排出量と移動量を事業所が報告し、国が集計、公表する法的な仕組みのことをいいます。1992年の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択されたアジェンダ21の中で、化学物質のリスク低減の手法として有害化学物質の排出や移動を管理する制度の必要性が指摘され、日本では1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定されました。

資料9 三重県内のPRTR制度対象化学物質排出量の経年推移（DXN除く）



データ出典：平成22年度版独立行政法人製品評価技術基盤機構

基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」に関する施策

(1) 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

「自然公園法」等に基づき公園の保護・管理を行うとともに、自然環境保全地域を指定し、自然環境の保全に努めており、2010年度（平成22年度）の自然環境の保全面積（53,561ha）は、目標値（53,559ha）に達しています。今後も適正な管理を行う必要があります。

里地里山の保全については、県民の理解や協力が不可欠で、引き続き環境保全の担い手づくりをより広げていく必要があります。

また、地域の自然環境や生態系に配慮した、ため池や川、海岸の整備を進めてきました。今後も引き続き計画的に整備していくことが重要です。

希少野生動植物の保護については、文化財保護法に基づく天然記念物の指定を行うとともに、条例に基づく希少野生動植物の指定制度等を整備しましたが、三重県において絶滅の恐れのある野生動植物種は大幅に増えており、「三重県レッドデータブック2005」の改訂を通じて早急な保護対策に取り組む必要があります。

また、「鳥獣保護法」に基づく狩猟・捕獲の規制を行い、保護を図るとともに、引き続き外来種対策を進める一方で、野生のシカやイノシシ、サル等による獣害対策の強化を図る必要があります。

資料10 公園の利用者数〔2008年度（平成20年度）〕

		利用者数(人)	人口(人)	人口あたりの利用者数
三重県	国立公園	8,946,000		
	国定公園	4,195,000		
	県立自然公園	7,323,000		
合計		20,464,000	1,854,742	11
全国	国立公園	345,763,000		
	国定公園	291,703,000		
	県立自然公園	257,332,000		
合計		894,798,000	128,056,026	7

出典：平成23年度版 環境統計集および三重県集計

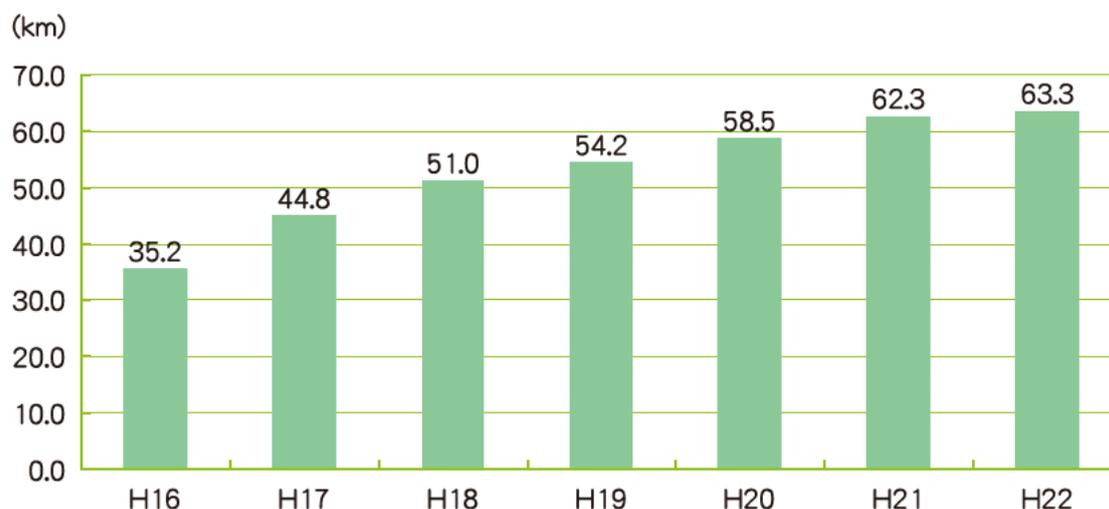
資料11 三重県における絶滅のおそれのある野生動植物数（1995対比2005）

分類群	絶滅種		絶滅危惧種	
	1995年	2005年	1995年	2005年
動物	3	5	21	271
昆虫類	1	11	14	396
植物	7	37	125	763

出典：2005／三重県レッドデータブック2005

1995／自然のレッドデータブック・三重：三重自然誌の会著

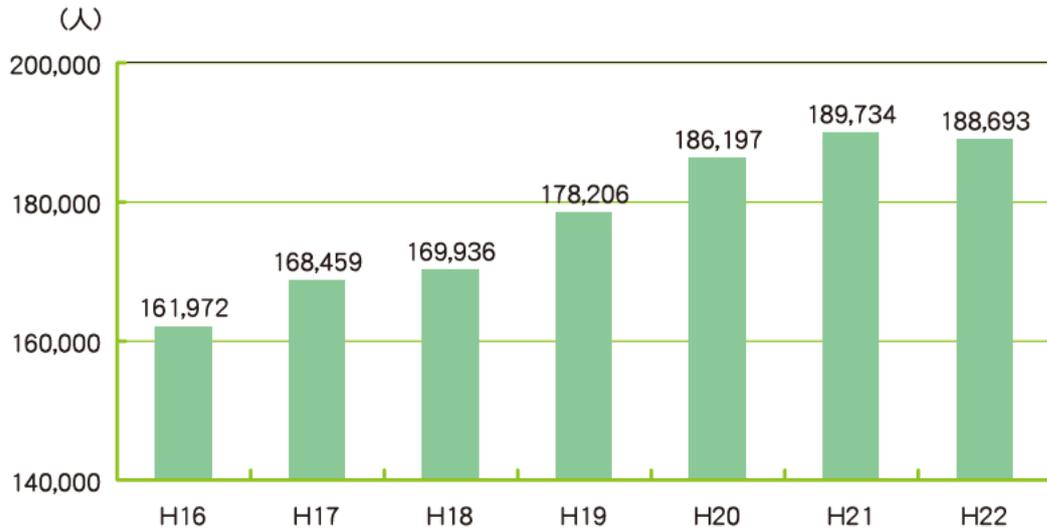
資料12 多自然護岸の整備延長



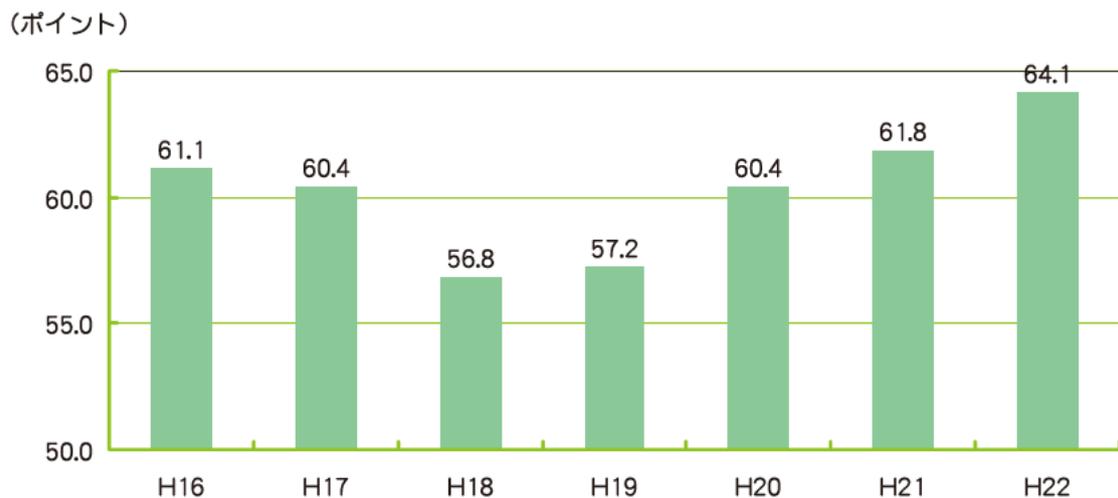
(2) 自然とのふれあいの確保

東海、近畿自然歩道の維持管理や三重県民の森等の管理運営、活用を通じて、自然とのふれあいの場の確保に努めるなどにより、来訪者満足度は目標水準へ近づいており、また森林公園等の来訪者数もほぼ目標どおりの受入ができました。引き続き、幅広い県民の利用を図るため、適正な維持管理を行うとともに、大杉谷登山歩道等、風水害等により被災した箇所について、その早期復旧と一層の活用が求められています。また、グリーン・ツーリズム等、都市と農山漁村との交流を図るための支援を引き続き行う必要があります。

資料13 森林公園来訪者数



資料14 自然公園施設に係る満足度調査



(3) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

森林においては、森林環境創造事業や治山事業等を通じて森林整備を進め、目標とする間伐実施面積を整備できました。また、農地、海域においても農地・水・環境保全向上対策の実施や中山間地域等直接支払い制度の運用、藻場・干潟の保全等に取り組んできました。しかしながら、中山間地域では農業者・林業従事者の高齢化が進むなど、担い手不足の問題等から、継続的な営農、森林整備が難しくなっており、今後も一定の公的関与を行うとともに、担い手確保等を進めていく必要があります。また、海岸環境の保全等では、ボランティアの参加と協力を得るなど、今後も多様な主体の参画、連携のもと、環境保全に向けた取組もあわせて進めていく必要があります。

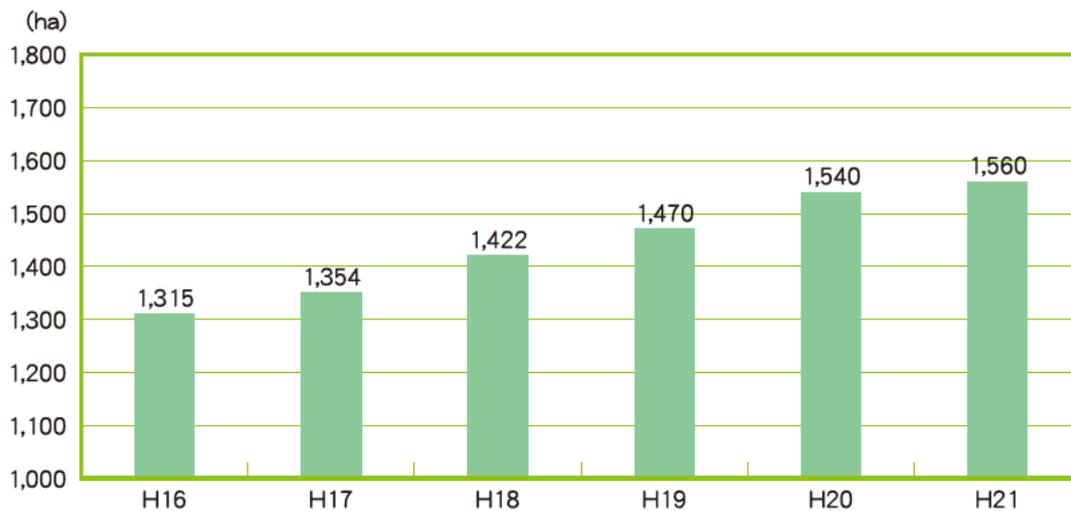
基本目標Ⅲ「やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造」に関する施策

(1) 身近な自然環境の保全・再生

生活・活動エリア等、身近な自然環境の保全を図るため、工場緑化の推進や都市公園の整備に取り組み、都市計画区域内における2009年度（平成21年度）人口一人あたりの都市公園面積（9.41㎡）は、年々増加し、全国水準（約9.7㎡）に比べてもほぼ同程度となっています。今後は、これまでの施設の、あるいは制度的な「量」や「規模」の目標に加えて、いかに総合的にみどりの機能を維持し、発揮させるかという「質」に着目した観点も含めて、みどりの保全や創出に取り組む必要があります。また、樹林地、草地、水辺地等、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める「緑の基本計画」については、市町マスタープランと適合を図る必要があります。市町の合併に伴う市町マスタープランの改定とともに、「緑の基本計画」の改定・策定の取組を支援していくことが必要です。

また、身近な野生動植物の生息、生育地の保全・再生を図るために、親水性のため池や海岸等の整備や藻場・干潟の保全・再生を進めてきていますが、人の生活に身近なエリアでの自然環境の確保には、開発行為との調整や防災対策との両立等も求められ、計画的な整備を進めていく必要があります。

資料15 都市公園面積推移（環境白書）



(2) 良好な景観の形成

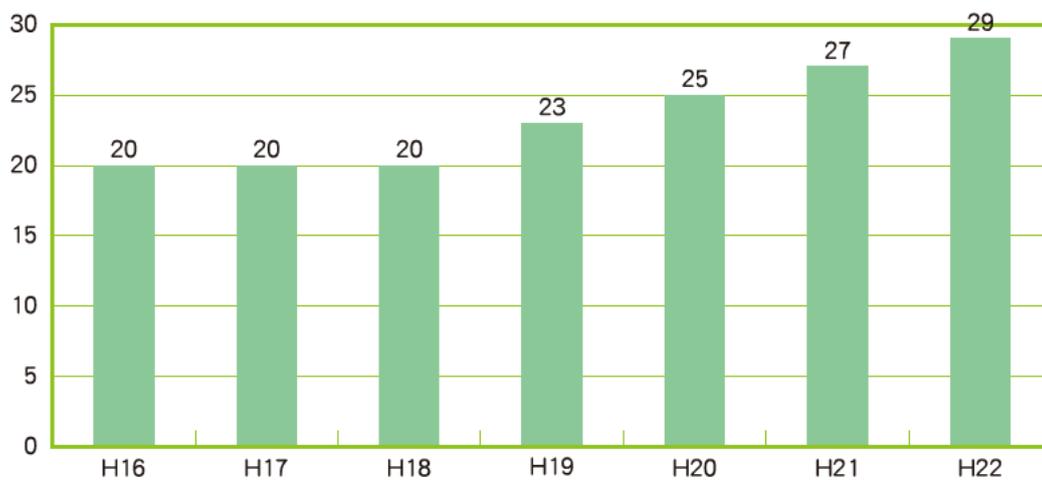
三重県では、景観法に基づく「三重県景観計画」を運用するとともに、市町の景観づくりに向けた取組等を支援しており、市町が制定した景観に関する条例等の件数実績も、目標どおりとなりました。今後も、住民が主体となって、個性豊かで魅力ある景観まちづくりに取り組めるよう、市町の景観づくりを支援していく必要があります。

屋外広告物については、「屋外広告物条例」により必要な規制・指導を行っており、違反屋外広告物の是正を継続し、また沿道景観地区の指定による良好な屋外広告物景観の形成を図る必要があります。

また、「ふるさと・水と土保全対策事業」等により、棚田の保全活動等、農山漁村景観の維持・創造に向けた取組を進めていますが、こうした活動を持続的に行うには、地域内外からの人的・資金的支援も必要であり、その仕組みづくりが求められます。

さらに、里地里山を守るための取組として活動団体を支援してきましたが、今後もなお一層の取組主体の拡大を図っていく必要があります。

資料16 市町における景観条例等策定状況



(3) 歴史的・文化的環境の保全

歴史的、文化的景観の保全を図るため、特に重要な文化財については、国および県指定文化財への指定あるいは国の登録有形文化財への登録がなされるよう取組を進め、保護の基盤を整えています。その上で定期的に巡視調査を行い、状況を把握するとともに、経年変化による劣化や損傷に対しては所有者等への保護管理指導を行うほか、保護措置が必要な場合は当該文化財の保護事業に補助するなど、文化財の保存と活用への支援を進めてきました。

また、埋蔵文化財*については、開発事業者との調整から現状保存が困難となる場合は記録保存を行い、その調査結果の公開を進め、学校教育や生涯学習への活用を支援しました。

今後は文化財を適切に保存していくため、重要な文化財については指定等を進め、状況を把握して保護管理指導を行うとともに、文化財を地域の人びとが活用してまちづくりに生かすような活動や、次世代を担う子どもたちにも働きかけるような活動をさらに支援していく必要があります。

※埋蔵文化財

大地に残された人間活動の痕跡である遺跡のことで、住居跡、墓地、城跡等の「遺構」と土器、石器、木製品、金属製品等の「遺物」が含まれます。

基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」に関する施策

(1) 環境経営の推進

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）導入に向けてM-EMS認証機構と連携した普及啓発等に取り組み、認証取得事業所数の実績は、徐々に目標値に近づいていますが、目標年での達成に向けては、より一層の周知啓発が必要となっています。また、環境・エネルギー関連分野は成長有望分野であるとの観点から、環境対応や環境経営といった低炭素社会への対応を、企業の経営拡大や地域の産業経済の発展にもつなげていく取組が必要です。

市町におけるISO14001の取組については、実質的に環境マネジメントができる仕組みが維持されるよう、一定の関与が求められます。

県庁ではISO14001にこれまで取り組んできており、重点目標のオフィスごみ等の削減が図られてきました。また、所属長のマネジメントの仕組みに取り入れられるなど、行政経営と一体となった運営が行われ、グリーン購入やリサイクル推進条例の運用等にも反映されました。しかし、目標値に未達成項目もあるなど、今後もなお一層の取組を図っていく必要があります。

資料17 環境方針重点目標の達成状況

項目	基準 (18・19年度 実績平均)	22年度 目標	22年度 実績	目標達成状況
①庁内オフィスごみ (トン)	970.1	921.6	790.0	○
②コピー用紙使用量 (トン)	694.5	659.8	663.5	×
③温室効果ガス (トン-CO ₂)	—	—	—	—
・電気使用	7,625	6,623	7,172	×
・公用車の燃料使用	1,953	1,816	1,797	○

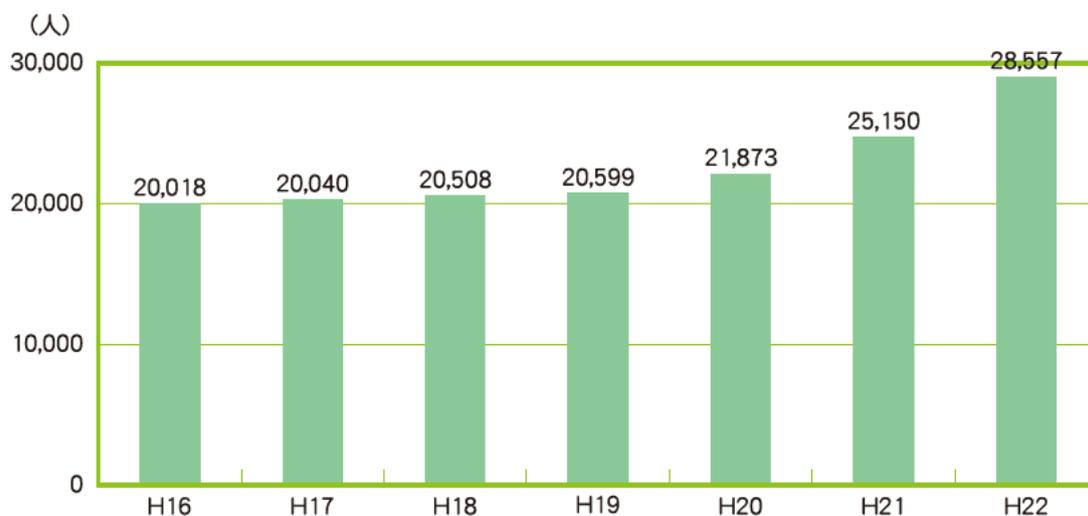
※基準の算定にあたっては、H20年度における県庁ISO14001対象組織の、H18・19年度実績の平均としています。

(2) 環境学習・環境教育の推進

環境教育参加者数の実績はすでに目標を達成していますが、今後もすべての人が環境負荷の少ない行動を自ら進んで行うには、より一層の環境学習・環境教育を進めていく必要があります。とりわけその中核的な拠点である、三重県環境学習情報センターにおいて指定管理者制度を活用し、積極的な環境学習活動の展開を図る必要があります。

また学校現場においても、学校環境デーを中心に、各教科や総合的な学習の時間等を活用し、今後も引き続き学校における教育活動のあらゆる場面で環境教育の機会を設けていくことが重要です。

資料18 三重県環境学習情報センターの環境教育参加者数



(3) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

2010年度（平成22年度）産業公害防止移転研修受講者の満足度は、100%であり、一定の成果を挙げています。中国河南省からの研修員の受け入れ数は、毎年限られており、国際的な環境保全への取組については、これまでの研修事業の成果をもとに研修内容も含め、再検討する必要があります。また公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）のこれまでの蓄積を十分に生かせるような取組を今後検討していく必要があります。

資料19 産業公害防止技術研修実績

年度	事業名	実施機関	研修人数(名)	実施場所
16	(環境法例、規制の制定と実施)	H16.11.8～11.25 (18日間)	2	ICETT
	(水質汚染防止対策技術)	H17.3.7～3.12 (6日間)	省、市政府職員80	河南省洛陽市、安陽市
17	(大気汚染防止対策技術)	H17.10.4～10.21 (18日間)	2	ICETT
	(大気汚染防止対策技術)	H17.11.14～11.19 (6日間)	省、市政府職員70	河南省開封市、安陽市
18	(水質汚染防止対策技術)	H18.8.7～8.12 (6日間)	省、市政府職員90	河南省鄭州市、洛陽市、 焦作市
	(水質汚染防止対策技術)	H18.10.10～10.31 (22日間)	3	ICETT
19	(土壌汚染防止対策技術)	H19.7.30～8.4 (6日間)	省、市政府職員108	河南省鄭州、開封、 焦作市
	(土壌汚染防止対策技術)	H19.10.16～11.6 (22日間)	3	ICETT
20	(固形廃棄物処理技術)	H20.7.28～8.2 (6日間)	省・市政府職員76	河南省内
	(固形廃棄物処理技術)	H20.10.14～11.4 (22日間)	3	ICETT
21	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H22.3.22～3.27 (6日間)	省・市政府職員53	河南省内
	(大気汚染防止技術、汚染物質の排出総量規制)	H21.10.27～11.17 (22日間)	3	ICETT
22	(農村部における環境保全(土壌、水質、廃棄物))	H22.10.26～11.16 (22日間)	3	ICETT
平成5～22年度(18年間)		ICETTでの受入研修 延べ439日間	63名	

資料20 JICA草の根技術協力事業実績

年度	内容	実施機関	研修人数(名)	実施場所
テーマ：地域資源を活かした協働による環境教育				
17	(環境教育の基礎情報の習得と枠組みの検討)	H17.12.5～12.17 (13日間)	3	ICETT
	(環境教育セミナー、今後の事業展開への意見交換・現地調査)	H18.3.13～3.18 (6日間)	省、市政府職員70	河南省鄭州市、新郷市、 安陽市
18	(モデル地区における基礎計画策定に必要となる知識習得)	H18.11.13～11.25 (13日間)	4	ICETT
	(基礎計画の確認と具体的計画策定に関する意見交換)	H19.3.5～3.10 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、 洛陽市、焦作市
19	(行動計画の策定に向けての研修)	H19.6.25～7.7 (13日間)	4	ICETT
	(成果確認、今後の普及のための意見交換会)	H19.11.12～11.17 (6日間)		河南省鄭州市、安陽市、 洛陽市、焦作市
テーマ：市民の環境意識向上を目指す環境教育				
20	(事業目的の確定、計画の検討、現地調査)	H20.7.28～8.2 (6日間)		河南省鄭州市、新郷市、 許昌市
	(計画の進め方、事例研修)	H20.11.5～11.13 (9日間)	17	ICETT
21	(知識・実務の研修・セミナー、成果の確認、意見交換)	H22.3.22～3.27 (6日間)		河南省鄭州市、洛陽市、 開封市
	(実務演習、計画の進め方、事例研修)	H21.12.14～12.22 (9日間)	18	JICA中部
22	(具体的取組方法の検討、事例研修)	H22.9.6～9.14 (9日間)	19	JICA中部
	(事業の総括、今後の普及のための意見交換)	H23.3.7～3.12 (6日間)		河南省鄭州市、洛陽市、 開封市、新郷市
平成17～22年度(6年間)		ICETTでの受入研修 延べ66日間	65名	

2004 (平成16) 年改定計画による施策分野別の主な取組と数値目標の達成状況

(基本理念)	(基本目標の区分)	(施策分野)	(施策区分)	(主な取組)		実績値 (速報値) (2010年度)	目標数値 (2010年度)	達成状況
県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保しこれを将来の世代に継承していくこと	I. 環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築	(1) 廃棄物対策の推進	ア ごみゼロ社会づくりの推進	レジ袋有料化の取組などモデル事業の実施。廃棄物会計等を活用した市町ごみ処理システムの最適化の取組。ごみゼロキャラクター等を活用した啓発活動等。	一般・産業廃棄物の最終処分量 (千 t/年)	186	208	A
			イ 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進	多量排出事業者等の産業廃棄物適正管理計画の策定を指導。三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の制定。				
			ウ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進	不法投棄等の未然防止に向けた監視活動。環境修復など不適正処理事業対策の推進。				
		(2) 地球温暖化の防止	ア 温室効果ガス削減対策の推進	産業部門における地球温暖化対策計画策定事業所に対するフォローアップ等。家庭部門における「みえのエコポイント」の実施等。	温室効果ガス排出量の基準年度 (1990) 比 (%)	2008年度 +10.5	2008年度 +3.3	D
			イ エネルギーの適正利用の推進	地球温暖化防止活動推進員による家庭における省エネ活動の推進等の普及啓発。				
			ウ 新エネルギーの導入促進	「三重県新エネルギービジョン」に基づく県民への情報提供や事業者等への取組の支援。				
		(3) 大気環境の保全	ア 大気汚染の防止	工場等への立入検査による排出基準の遵守等の指導。アスベスト使用の建築物解体現場等での作業基準の遵守状況の確認。	環境基準を達成した大気環境測定局の割合 (%)	96.4	96	A
			イ 自動車環境対策の推進	自動車NOx・PM法に基づき策定した「三重県自動車排出発着酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づく施策の実施。天然ガス自動車購入・改造支援。NOx・PM低減装置の導入支援。				
			ウ 騒音・振動の防止	「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく地域の指定、規制対象工場・事業場の立入検査。				
			エ 悪臭の防止	「悪臭防止法」に基づく地域の指定、地域内の工場等に対する規制。				
		(4) 水環境の保全	ア 水質汚濁の防止	公共用水域及び地下水の水質の常時監視。工場・事業場排水の監視・指導。第6次水質総量規制に基づく、伊勢湾の汚濁負荷量 (COD、窒素、リン) の削減。多様な主体との連携による伊勢湾再生の取組。	水浴びや水遊びができる程度に水質 (BOD2mg/l以下) が維持又は浄化されている河川の水域割合 (%)	84	93	B
			イ 生活排水対策の推進	「生活排水処理アクションプログラム」に基づく下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備。				
	ウ 水資源の適正利用		下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備。					
	(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	ア 有害化学物質対策の推進	有害物質、ダイオキシン類の環境調査。	工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率 (%)	95.7	100	B	
		イ 化学物質の適正管理の推進	PRTR制度に基づき化学物質を取り扱う事業所に対し環境中へ排出される量等の届出を指導。					
		ウ 土壌・地下水汚染対策の推進	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌・地下水調査の実施についての監視・指導。汚染等の届出事案に対して現地確認を実施。					
	II. 人と自然が共にある環境の保全	(1) 生物の多様性の確保 (多様な自然環境の保全)	ア すぐれた自然の保全	自然環境保全地域の指定。	多様な自然環境の保全面積 (ha)	53,561	53,559	A
			イ 里地里山等の保全	県民の自主的な里山等の保全活動を認定する「里地里山保全活動計画」。				
			ウ 水辺環境の保全	ため池等の農業利水施設を活用した親水公園等の整備。生態系や景観に配慮した河川、海岸整備の実施。				
			エ 貴重・希少な野生動植物の保護	「三重県レッドデータブック2005」の策定。ホームページ「みえの自然楽校」等による希少生物情報の提供や種の保全のための普及啓発。県民や関係機関と共同して行った保全バトロールや保全活動。				
		(2) 自然とのふれあいの確保	ア 自然公園等の整備・活用	自然公園利用施設の施設整備や維持管理。森林公園の維持管理及び利用の促進。	自然とのふれあいの場の満足度 (点)	64.1	64	A
			イ 森林・水辺等の保全・活用	温泉の保護や利用の適正化を図るための行政検査。				
		(3) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	ア 森林環境の保全	環境林における強度間伐による林内環境の改善など公益的機能が継続的に発揮される森林づくり。生産林における比較的林齢の高い本県の森林状況に応じた高齢林での間伐促進。	県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積 (ha)	9,056	8,000	A
			イ 農地環境の保全	みえの安全・安心農業生産推進方針に基づく環境に配慮した農業の推進等。地域住民や学校、NPO等の連携による農地・農業用水等の保全・活用の促進。				
			ウ 沿岸海域環境の保全	漁場環境の変動把握のための水質調査、藻場調査等の実施 (～H20)。多様な主体の参画による藻場・干潟の保全活動の促進、藻場・干潟の造成。				
		(1) 身近な自然環境の保全・再生	ア 身近な緑や水辺、海辺の保全・再生・創出	身近な緑化活動や緑の募金活動に取り組み団体等と連携し、県民の緑化意識の高揚の促進。	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積 (㎡/人)	9.51	9.35	A
			イ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生	水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため深流環境整備計画を策定。				
		III. やすらぎとらおいのある快適な環境の創造	(2) 良好な景観の形成	ア 都市景観の保全・創出	「三重県景観づくり条例」、「三重県景観計画」の策定及び運用。「三重県屋外広告物条例」の運用。	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数 (件)	29	29
	イ 農山漁村景観の保全・復元			市町やNPO、農山漁村地域住民、都市住民と連携した農山漁村の文化、景観の維持創造活動。				
	ウ 良好な郷土景観の形成			市町における景観形成の促進。景観形成に関する普及・啓発の実施。地域特性を生かした景観まちづくりの実践。				
	(3) 歴史的・文化的環境の保全	ア 歴史的・文化的環境の保全	指定文化財等の適正な保存とその活用をはかるため、所有者等が行う文化財保護事業に対して支援を実施。	活かそう地域文化財提案事業参加者数 (人)	15,469	15,000	A	
	IV. 自主・協働による環境保全活動の促進	(1) 環境経営の促進	ア 事業者の環境経営の促進	三重県版小規模事業者向け環境マネジメントシステム (M-EMS) やISO14001の普及啓発。「日本環境経営大賞」における、先進企業の表彰、環境経営サロンの開催などを通じた環境経営の普及。	環境マネジメントシステム導入事業所数 (事業所)	1,293	1,275	A
		(2) 環境教育の充実による環境保全活動の促進	ア 環境教育・環境学習の推進	県民に開かれた環境学習、環境情報の発信拠点とする環境学習情報センターを中心に、市町、企業等と連携した環境講座、出前講座、指導者養成講座などを実施。	環境教育参加者数 (人)	28,557	22,500	A
			イ 地域における環境保全活動の促進	県民の自主的な環境保全取組を促進するため、「みえ環境活動賞」の応募、審査、表彰を行い、優れた取組をホームページを通じて普及。				
	(3) 国際的な環境保全活動への協力・貢献	ア 国際的な環境協力・貢献の推進	中国河南省の環境保護庁職員との受入研修と河南省で現地セミナーを開催。	環境保全技術移転研修受講者の満足度 (%)	100	90	A	

区分の基準 (進捗率) : A = 100%以上、B = 85%以上100%未満、C = 75%以上85%未満、D = 70%未満